令和6年度 大治町暮らしの 福祉ガイド



(お問合せ先)

役場 民生課・保険医療課 電話 444-2711 ・子育で支援課・長寿支援課

総合福祉センター 希望の家 電話 442-0990

多世代交流センター 電話 443-0553

介護·障害認定審査課 電話 443-2112

保健センター

健康館すこやかおおはる 電話 444-2714

社会福祉協議会 電話 442-0990

シルバー人材センター 電話 443-1680

もくじ

\bigcirc	育児に関する事業・・・・・・・ 1
	子育て支援・・・・・・・ 5
	保育事業・・・・・・12
	児童の健全育成・・・・・・16
	ひとり親家庭福祉・・・・・17
	国民健康保険·····19
	高齢者福祉・・・・・・・20
	介護保険制度・・・・・・26
	障がい者福祉・・・・・・39
	障害者総合支援法等制度・・・・・・45
	自立の援助・融資・・・・・・53
	その他の福祉サービス・・・・・・58
	町内の福祉施設・・・・・・・・・・62
	相談の窓口・・・・・・・・・・・65
	苦情相談の窓口・・・・・・・・・・・68
	法律相談あれこれ・・・・・・・69

育児に関する事業

◆ 保健センター

保健センターは、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を目指し、妊娠・出産・子育てに関する相談をワンストップで行う機関です。

利用時間・・・月曜日から金曜日 午前8時30分~午後5時15分 (祝祭日・年末年始は除く)

主な事業・・・妊娠・出産・子育てに関する相談及び情報提供、必要に応じて 関係機関と連携し継続的支援など

◆ **こども家庭センター・・・**子育て支援課

こども家庭センターは、町内全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等を対象に、児童福祉と母子保健の効果的で切れ目ない一体的な支援を実施する機関です。 対象家庭の実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行います。

保健師などの資格を持った専門職員や子ども家庭支援員が常駐し、対応をしています。

◆ 妊婦相談·母子健康手帳の交付・・・ 保健センター

- 母子健康手帳交付
- 受診票(妊産婦健康診査受診票、多胎妊婦健康診査受診票、 妊産婦歯科健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、 乳児健康診査受診票)の交付
- 妊婦相談(希望者)

◆ 伴走型相談支援・・・保健センター

妊娠8か月頃の妊婦に対して、個別に相談等に応じます。

◆ **こんにちは赤ちゃん訪問事業・・・**保健センター

赤ちゃんの生まれたすべての家庭を対象に、保健師・助産師・看護師による 家庭訪問をしています。子育て支援に関する情報、予防接種や健診のご案内、 育児の不安や悩みごとなどの相談も受けます。

◆ **出産応援金・・・**子育て支援課

妊娠届の提出時に面談などを行った方に、経済的支援として妊婦 1 人あたり 5万円支給します。

◆ 子育で応援金・・・子育で支援課

こんにちは赤ちゃん訪問時に面談などを行った方に、経済支援として 児童 1 人あたり5万円支給します。

◆ 相談事業・・・保健センター

- ・妊婦相談 ・乳幼児相談 ・母乳相談 ・歯みがき相談 ・栄養相談
- ことばの相談発達相談

◆ **養育支援訪問事業・・・**子育て支援課・保健センター

保健師等が訪問し育児不安の解消や養育技術の提供のための相談、養育環境の維持や改善のための相談支援を行っています。

対象・・・養育支援が特に必要と認められる家庭

◆ **子育て世帯訪問支援事業・・・**子育て支援課

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケア ラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を行って います。

対象・・・支援が特に必要と認められる家庭

◆ 産後ケア事業(短期入所型・居宅訪問型)・・・保健センター

お母さんの心身のケアや、授乳指導、育児相談等が受けられます。希望される方は、事前にご相談ください。※医療行為が必要な方は利用できません。

対象・・・町内に住民票のある産後1年までのお子さんとお母さんで、次のいずれかに該当する方

- ・お母さんの体調管理や育児不安等がある方
- ・家族などから支援が受けられない方

短期入所型:産科医療機関に宿泊(7日以内)

居宅訪問型:居宅に助産師等が訪問(2回以内、1回2時間以内)

※一部自己負担あり

◆ 未熟児養育医療給付・・・保健センター

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とするお子さんに対して、その 治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。養育医療給付を受けることがで きるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。

対象・・・未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたもの 対象経費・・・保険診療による医療費の自己負担相当額と食事代

◆ 子ども医療費支給制度・・・保険医療課

子どもの保険診療による入院(または通院)の医療費の自己負担額を支給します(現物給付)。ただし、入院時の食事代や容器代等の医療費以外の負担については、助成の対象となりません。

対象者・・0 歳~18 歳年度末までの子ども

◆ 予防接種・・・保健センター

予防接種は、お子さんを病気から守るためだけでなく、他のお子さんにうつさないようにすることにより病気の流行を防ぐことも目的としています。

〈定期接種〉

- 口夕
- ・ 小児の肺炎球菌
- B型肝炎
- 5種混合

(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風・ヒブ)

- BCG
- MR 混合 (麻しん・風しん)
- 水痘

- 日本脳炎
- ・不活化ポリオ
- ・レブ
- 4種混合

(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風)

- 3種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)
- 2種混合(ジフテリア・破傷風)
- ヒトパピローマウイルス

◆ 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失した方に対する再接種費用

の助成・・・保健センター

骨髄移植等で、定期接種で得た免疫を失った方の再接種費用(任意接種)の費用を助成します。

対象・・接種日に20歳未満の方(ただし、BCGは4歳未満、4種混合および5種混合は15歳未満、ヒブは10歳未満、小児肺炎球菌は6歳未満)

利用を希望される方は、接種前にご相談ください。

◆ 6歳臼歯保護育成事業・・・保健センター

6歳臼歯の予防填塞(シーラント)、歯科健康診査、保健指導

対象・・・満6歳から小学3年生に該当する年度末まで



子育て支援

◆ 児童センター・・・社会福祉協議会

児童センター (総合福祉センター 内 3F) は、児童を健全に育成するための総合的な屋内型の施設です。遊戯室、図書室、集会室などを設けた児童の遊び場です。遊びを通して、児童に集団・個別的な指導が行われています。

* 就学前の乳幼児は、保護者の同伴が必要です。

利用時間・・月曜日~土曜日 午前 10 時~午後 6 時(日祝日を除く) 主な事業 土曜 日 工作・・・・小学生対象



◆ **子育て支援センター事業・・・**社会福祉協議会

★大治町子育て支援センター『はるっこ』(児童センター内)

町民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援することを目的に子育て支援センターを開設しています。

- ★はるっこルーム…親子連れ優先のお部屋です。遊戯室を開放します。 月曜日~金曜日 午前10時~午後3時
- ちびこ優先ルーム

■イベント紹介(※詳細は広報参照)

なかよし広場・・毎月第2木曜日 就園前の乳幼児とその保護者 絵本のよみきかせ・・毎月第3木曜日 就園前の乳幼児とその保護者 ぷちぷちカノン・・毎年前期・後期の各1回 1歳児とその保護者

◆ 子ども子育て支援拠点施設 はる。子ハウス・・・社会福祉協議会 子育て親子の交流を行う場、小学生の帰宅後の遊び場として利用できます。 ※駐車場がありませんので、徒歩または自転車でお越しください。 月曜日〜金曜日 午前 10 時〜午後 6 時(土日祝日を除く) ※正午〜午後 1 時を除く

◆ **病児・病後児保育事業・・・**子育て支援課

保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、当該児童の福祉の向上を図ることを目的に、家庭で保育できない病気又は病気回復期にある児童を一時的に保育する事業です。

事業は医療法人葉倫会病児保育所へ委託し、みきクリニックに隣接した専用の保育室(ポニールーム)で行います。

<対象者>

次のいずれにも該当する児童

- ・ 生後10か月から小学校6年生までの児童
- ・病気又は病気の回復期にあり、家庭や集団での保育が困難な児童で、医療機関による入院治療の必要はないが、安静を必要とする児童
- ・保護者の就労、妊娠・出産、傷病・障害、同居の親族介護・看護、求職活動、 就学その他やむを得ない理由により家庭で保育することが困難な児童

<利用時間>

月~金曜日 午前9時から午後5時

土曜日 午前9時から午後1時

- ※ みきクリニックの都合により利用できない場合があります。
- ※ 時間の延長はできません。

<利用期間>

原則、連続7日以内

く定員>

1日3名

<利用手数料>

大治町民又は町内在勤者で就労証明書を提出した者

4時間を超えるとき 2,000円

4時間以内のとき 1,000円

上記以外

4時間を超えるとき 3,000円

4時間以内のとき 1,500円

※大治町民で生活保護世帯、ひとり親家庭世帯、住民税非課税世帯の方は、利用 料の減免があります。

<利用登録・お問合せ先>

医療法人葉倫会 みきクリニック 大治町大字三本木字屋形106番地

電話:444-7005

◆ 一時預かり事業・・・子育て支援課

保護者や同居の親族の方が仕事や病気などのため、一時的にお子さんを家庭で保育できないときにお預かりするものです。

<対象児童>・・町内在住で認可保育所に在籍していない満 1 歳以上の未就学児童

く実施施設>

施設名	所在地	電話番号	保育時間
幼保連携型認定こども園	西條字土井ノ池	440 0005	0:00 40:00
大治幼稚園	35-2	442-0385	8:30~16:30
大治東保育園	北間島字屋敷 94	441-3114	9:00~16:00

<利用時間等>

月曜日から金曜日(祝日、年末年始、その他施設の休業日を除く。)

<利用方法>

利用については、事前に各施設にお尋ねください。

離乳食が完了していない場合やミルクを飲んでいる場合は対応できない場合があ ります。

なお、定員等により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承く ださい。

◆ ファミリー・サポート・センター事業・・・子育て支援課

子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを地域の中で行う住民参加型の組織です。

あま市と合同実施の協定を締結し、あま市と大治町の会員間での相互援助活動を しています。センターの事務局では市町内の子どもの送迎や提供会員宅での一時預 かりなど、会員間で臨時的な有償支援をする橋渡しを行います。

く援助活動の内容>

- ・保育所、幼稚園、児童クラブなどへの子どもの送迎
- ・保育所、幼稚園、児童クラブなどの開始前や終了後、学校の放課後の子どもの預かり
- ・土曜日、日曜日、祝日などの子どもの預かり
- ・学校の夏休みなどの子どもの預かり
- ・通院、冠婚葬祭、学校行事、買い物などの外出時の子どもの預かり
- ・育児疲れなどリフレッシュしたい時の子どもの預かり

<報酬基準表>

活動日	活動時間帯	報酬基準額 (1 時間当たり)
	午前7時から午後7時まで	700円
平日(祝日を除く月曜から金曜)	上記以外	800円
土曜、日曜、祝日	午前7時から午後7時まで	800円
12月29日から翌年1月3日	上記以外	900円

(会員登録・お問合せ先)

あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局 (あまっ子はるっ子ふぁみさぽセンター) あま市七宝町安松小新田2337番地(あま市七宝公民館内) 電話:462-0150

◆ 子育て短期支援事業(ショートステイ)・・・子育て支援課

児童を養育している家庭の保護者が、病気その他の理由により家庭において児童 の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に養育します。

<対象者>

町内在住の18歳未満の児童であって、当該児童の保護者が次のいずれかの状態 に該当する場合

- •疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上または精神上の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などの社会的な事由
- ・レスパイト・ケアや児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が 必要であると町が認めた場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子保護を必要とする場合

<利用期間>

原則として7日以内です。

<利用手数料>

2歳未満の児童

1日 6,300円

2歳以上の児童

1日 4,500円

親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親

1日 900円

※生活保護世帯・ひとり親家庭世帯等の方は、利用手数料の減免があります。

<お預かりする施設>

児童養護施設 あいさんテラス(2歳以上) 津島市中一色町東郷166番地 乳児院 衆善会乳児院(2歳未満) 名古屋市中区新栄3丁目33番11号 ファミリーホーム ケチャップハウス(18歳未満) 大治町 ※施設までの送迎は保護者の方で行ってください。

◆ **児童手当の支給・・・**子育て支援課

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、 国内在住の子どもを養育している方に支給されます。

	令和6年9月分まで	令和6年10月分から
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有	高校生年代までの国内に住所を有
	 する児童(15歳到達後の最初の	 する児童(18歳到達後の最初の
	 年度末まで)	年度末まで)
所得制限	あり	なし
	 ・児童手当所得制限限度額以上は	
	 月額 5,000 円(特例給付)	
	特例給付所得上限限度額以上は	
	支給対象外	
手当月額	3歳未満 一律 15,000 円	3歳未満
	3歳~小学校修了まで	第1子、第2子 15,000円
	第1子、第2子 10,000円	第3子以降 30,000円
	第3子以降 15,000円	3歳~高校生年代
	中学生 一律 10,000 円	第1子、第2子 10,000円
		第3子以降 30,000円
支払期月	3回(2月、6月、10月)	6回(偶数月)
	各前月までの4カ月分を支払	各前月分までの2カ月分を支払

◆ **放課後児童健全育成事業・・・**社会福祉協議会

昼間保護者のいない、小学校に就学している児童を対象として児童クラブを設置し、児童の保護育成が図られています。

<開設場所及び定員>

東部児童クラブ(大治小学校東側) 116名・・大治小学校の児童

西部児童クラブ(大治西小学校西側) 68名・・大治西小学校の児童

南部児童クラブ(総合福祉センター3階) 89名・・大治南小学校の児童

<開設時間等>

平 日 下校時から午後6時まで

土曜日及び 上 午前8時30分から午後6時まで

春・夏・冬休み (日曜日・祝祭日・年末年始は除く。)

早朝利用 午前 7時 30分から午前8時30分まで

(春・夏・冬休み期間中のみ 土曜日を除く。)

延長利用 午後6時から午後7時まで(土曜日を除く。)

*事前に登録した児童のみ利用可

<利用者負担>

- ①利用料金 6,000 円 (8月は9,000円)、おやつ代 1,500円が必要です。
 - *利用料金の減免制度があります。
- ②早朝利用料金 春休み 3月:1,000円、4月:1,000円 夏休み 7月:1,000円、8月:3,000円 冬休み 1日200円が利用料金に加算されます。
- ③延長利用料金 3,000 円が利用料金に加算されます。
 - *②③については減免制度はありません。



保育事業

◆ **保育所・認定こども園・地域型保育事業・・・**子育て支援課

保育所などの現況

【保育所】…就労などのため日中家庭で保育できない保護者に代わって保育する 施設です。

	大治東保育園	大治はなつね保育園	大治南保育園
設置主体	(福)大治東福祉会	(福)大治東福祉会	(福)大治南福祉会
所 在 地	北間島字屋敷94	花常字郷浦49-1	砂子字中割28
電話番号	441-3114	485-8521	432-0781
利用定員	258人	168人	186人
受入月齢	6ヵ月から	6ヵ月から	3ヵ月から
開所時間 (延長保 育含む)	(平日) 7:15~19:15 (土曜日) 7:15~13:00	(平日) 7:15~19:15 (土曜日) 7:15~13:00	(平日) 7:00~19:00 (土曜日) 7:00~15:00
休 日	日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始
障がい児 保 育	0	0	0

[※]延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。

【認定こども園】…幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て 支援も行う施設です。

	711× 013 2 10 11× 13 0
	幼保連携型認定こども園大治幼稚園
設置主体	(学) 山崎学園
所 在 地	西條字土井ノ池35-2
電話番号	442-0385
利用定員	324人(保育認定…198人、教育標準時間認定…126人)
受入年齢	<保育> 8ヵ月から <教育> 3歳から
開所時間 (延長保育含む)	<保育>平 日 7:15~19:15 土曜日 7:15~13:00 <教育>平 日 9:00~15:00 ※預かり保育 ~18:00
休 日	<保育>日曜日・祝日・年末年始 <教育>土日、祝日、春・夏・冬休み

[※]延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。

【地域型保育事業】…1・2歳児を対象に、少人数の単位で子どもを預かる事業です。

	きっずフレンド大治園	きっずフレンドわかば園
設置主体	(株)きっずフレンド	(株)きっずフレンド
事業類型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型
所 在 地	西條字松下33-9	堀之内字郷中 400-2
電話番号	445-1354	444-1662
利用定員	8人	14人
受入年齢	1•2歳児	1•2歳児
開所時間	平 日 7:30~19:30	平 日 7:30~19:30
(延長保育含む)	土曜日 7:30~13:00	土曜日 7:30~13:00
休 日	日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始

[※]延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。

<入所受付>

保育所の入所申込の受付は、子育て支援課で行っています。 大治幼稚園の教育を希望する方は、直接大治幼稚園へお申し込みください。

<利用者負担>

利用者負担額は、認定区分と保育の必要量により保護者の所得に応じた負担が基本となります。本町の利用者負担額は別表のとおりです。

【認定区分】

認定区分	年 齢	利用できる施設
1号認定	満 3 歳以上	認定こども園
(教育標準時間認定)	個の風以上	幼稚園
2号認定	満 3 歳以上	認定こども園
(保育認定)	適 3 歳以上	保育所
3 号認定		認定こども園
(保育認定)	満 3 歳未満	保育所
体目弧化力		地域型保育事業

<保育の必要量>

保育標準時間…フルタイム就労を想定した利用時間(最長 11 時間保育) 保育短時間…パートタイム就労を想定した利用時間(最長 8 時間保育)

別表

保育認定利用者負担額(3号認定)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の		利田老色均	郊 <i>(</i> 日郊)	
属する	属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) 	
階層 区分	定義		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年 4号)による被保護性を含む。)又は中国 円滑な帰国の促進地 した中国残留邦 (長年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14年 14	世帯(単給世帯 残留邦人等のびいない はいい はいい はいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい	円O	円 O
第2	第1階層を除き、当 月から8月までの月か 前年度分とする。以 市町村民税非課税世	分にあっては 下同じ。)の	0	O
第3		48,600円 未満	11,700 (5,900) [0]	11,500 (5,800) [0]
第4	第1階層を除き、当	97,000円 未満	18,000 (9,000) [0]	17,600 (8,800) [0]
第5	つく、その所得割	169,000円 未満	29,000 (14,500) [0]	28,500 (14,300) [0]
第6	の額が次の区分に 該当する世帯	301,000円 未満	39,700 (19,900) [0]	39,000 (19,500) [0]
第7		301,000円 以上	51,500 (25,800) [0]	50,600 (25,300) [0]

備考

- 1 この表における所得割の額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)の額(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第21条で定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。
- 2 第3階層と認定された世帯又は第4階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が57,700円未満の場合は、最年長の子どもから順に2人目は()内の金額、3人目以降は[]内の金額とする。
- 3 第4階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が57,700円以上の場合又は第5階層、第6階層若しくは第7階層と認定された世帯は、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は()内の金額、3人目以降は[]内の金額とする。
- 4 月の途中で入所又は退所した児童のその月に係る利用者負担額については、日割計算による 額を徴収する。

なお、算定した利用者負担額に 10 円未満 の端数があるときは、これを切り捨てるものと する。

- 5 市町村民税未申告世帯は、第3階層とする。
- 6 次に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、第3階層と認定された世帯の内、最年長の子どもから順に1人目は3,000円、2人目以降は0円、第4階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が77,101円未満の場合は、最年長の子どもから順に1人目は6,000円、2人目以降は0円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号) に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児 童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の 障害基礎年金等の受給者
- 7 保護者が児童(満 18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を3人以上養育又は監護し、かつこれらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順に数えて第3番目以降の満3歳未満児に係る利用者負担額を0円とする。

児童の健全育成

♦ ちびっこ広場・・・子育て支援課

子どもにとって、遊びは生活そのものであり、遊びを通して育つ興味や関心・ 意欲を伸ばすなど、子どもの成長には欠かせないものです。

現在町内には、子どもの身近な遊び場として、ブランコ、すべり台、鉄棒などの遊具を設けた屋外型のちびっこ広場(22箇所)や、ボールを使ったスポーツや遊びができる球技場(3箇所)・大治浄水場公園などが設置され、児童の健全育成が図られています。



◆ 子ども会の育成・・・大治町

町内には、現在単位子ども会が6団体が活動されており、児童の保護者を中心とした有志の方々(指導者)の援助のもとに、単位ごとに独自の企画による活動が活発に展開され、子どもの自立性・社会性が養われています。

◆ 児童相談センター

18歳未満の児童に関するあらゆる相談(子どもの育て方、しつけ方、不登校、一時保護、施設入所等の指導・助言など)が行われています。

◎ 海部児童・障害者相談センター(津島市) 電話 (0567) 25-8118

ひとり親家庭福祉

◆ 母子・父子家庭医療費支給制度・・・保険医療課

母子・父子家庭の人が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の支給制度が設けられています。ただし、所得制限があります。

助成内容 保険診療による医療費の自己負担相当額が支給されます。

ただし、入院時の食事代や容器代等の医療費以外の負担については、 助成の対象となりません。

◆ 児童扶養手当の支給・・・子育て支援課

父母の離婚、父又は母の死亡などの理由で父又は母がいない家庭や、父又は母に重度の障がいのある家庭で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害があるときは20歳未満)を監護又は養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。

<支給額>児童1人の場合月額45,500円児童2人の場合月額上記の額に 10,750円加算児童3人以上の場合1人増すごとに 6,450円加算※全額支給の場合

◆ **遺児手当の支給・・・**子育て支援課

離婚、死亡、行方不明、拘禁などの理由で父又は母のいない家庭で、18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日迄)の児童の日常生活を世話している母若しくは父又は養育者に5年間支給されます。ただし、所得制限があります。

※ 県の遺児手当については、上記に該当しても、受給資格者が公的年金を受けることができるときは、手当を受給できません(老齢福祉年金を除く。)。

◆ **母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・**子育て支援課

母子福祉資金・・・ · 児童を扶養している配偶者のない女子又はその扶養 している子

・父母のない児童

父子福祉資金・・・・児童を扶養している配偶者のない男子又はその扶養 している子

寡婦福祉資金・・・ · 寡婦又はその扶養している子 · 40 歳以上の配偶者のない女子

※児童とは・・・ 20 歳未満の者

寡婦とは・・・ 配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として 児童を扶養していたことがあるもの

貸付の種類・・・ 修学・修業・結婚・住宅・療養・生活・事業開始・技 能習得・就職支度資金等

貸付条件等・・・ 貸付限度額、利息は、貸付の種類によって異なります。



国民健康保険 · · · 保険医療課

国内に住所のある人は、何らかの健康保険に加入しなければなりません。

職場などの健康保険に加入している人や、生活保護を受けている 人以外は国民健康保険に加入しなければなりません。



マイナちゃん

こんなとき	届出に必要なもの	提出期限
転入したとき	身分を証明できるもの	
転出したとき	保険証、世帯主名義の口座のわかるもの、	
	身分を証明できるもの	
職場の健康保険をやめ	職場の健康保険の資格喪失証明書、身分を	
たとき	証明できるもの	
職場など他の健康保険	国保・職場の健康保険証、身分を証明でき	
に入ったとき	るもの	
子どもが生まれたとき	保険証、身分を証明できるもの	14日以内
死亡したとき	保険証、身分を証明できるもの	
生活保護を受けなくな	生活保護廃止決定通知書、身分を証明でき	
ったとき	るもの	
生活保護を受けるよう	保険証、生活保護開始決定通知書、身分を	
になったとき	証明できるもの	
外国籍の方が加入する	在留カード	
とき		

※各種届け出の際は、原則として身分を証明できるもの・加入者全員分の保険証が 必要となります。

〔国民健康保険証の再交付〕

国民健康保険証をなくしたり、または汚れたり、破れたりして使えなくなった ときは、保険証の再交付の手続きが必要です。

手続きには、身分を証明(運転免許証などの写真付の身分証明又は写真の付いていない複数の身分証明)するものが必要です。

〔出産育児一時金〕

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産費用として、直接、出産 一時金が病院へ支払われます。

支給額:50万円(病院への支払が50万円以下の場合は、その差額分を支給します。)

〔葬祭費〕

国民健康保険の加入者が死亡したときに、その葬祭を行った人に対して5万円 が支給されます。

※令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナ保険証を ご利用ください。

高齢者福祉

◆ **後期高齢者医療制度・・・**保険医療課



75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方は、『後期高齢者医療制度』に加入し、医療を受けます。

【制度のしくみ】

都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して 運営します。

対象者・・ 75歳以上の方及び一定の障がいがあると認定された65歳以上の方(後期高齢者医療制度への移行を撤回した方は除く。)

保険証・・被保険者には、保険証が1人に1枚交付されます。 保険証には自己負担割合が記載されていますので、医療機関 の窓口に提示して下さい。

保険料・・被保険者全員が納めます。

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

一人当たり保険料=均等割額+(総所得金額等-基礎控除額)×所得割率

※所得の低い世帯の方など、保険料が軽減される場合があります。

自己負担限度額(月額)

負担区分		外来	入院+外来	
		(個人の限度額)	(世帯の限度額)	
	${\mathbb H}$	252,600 円+(10 割分医療費-842,000 円)×1%		
現役	(課税所得690万円以上)	〈多数該当 140,100 円〉		
が扱いがある。	I	167,400 円+(10 割分医療費:	-558,000円)×1%	
业の 所得	(課税所得380万円以上)	〈多数該当 93,0	00円〉	
P) l \d	I	80,100 円+(10 割分医療費-267,000 円)×1%		
	(課税所得 145 万円以上)	〈多数該当 44,400 円〉		
	П	18,000円 または		
		{6,000 円+(10 割分医療費		
偷瓜	Ш	-30,000円)×10%}※1の低い方	57,600円	
一般		〈年間上限 144,000 円※2〉	〈多数該当 44,400 円〉	
	I	18,000円		
	1	〈年間上限 144,000 円※2〉		
住民税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	
非課税	区分Ⅰ	0,000 F3	15,000円	

- ※1 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。
- ※2 年間(8月から翌7月まで)144,000円を上限とします。
- ※診療月の12か月以内に世帯の限度額を超え高額療養費の支給が3回以上ある場合、 4回目以降は〈多数該当〉となります。

入院時食事の標準負担額 ・・ 入院の場合、食事の一部を負担することになっています。(**1食につき 460円)** ただし、低所得者に減額制度があります。

給 付・・ 療養の給付、療養費の支給、高額医療費の支給、葬祭費の支給、 健康診査の実施など

<u>(愛知県後期高齢者医療広域連合)</u>

名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号(国保会館内) Tel (052) 955-1227(代)

* 後期高齢者医療は、「愛知県後期高齢者医療広域連合」が運営しますが、 窓口業務は、大治町が行いますので、申請や届け出の受付などは、役場 福祉部保険医療課が窓口です。

◆ 後期高齢者福祉医療費給付制度・・・保険医療課

後期高齢者医療の一部負担金の支払いが困難で、身体的、環境的に恵まれない方に対して医療保険の自己負担相当額が支給されます。

対象者 ・・ 後期高齢者医療制度の被保険者(低所得のひとり暮らし、ねたきり、 認知症、障害者、精神障害者、戦傷病者、母子・父子家庭)



◆ **老人日常生活用具給付等事業・・・**長寿支援課

おおむね65歳以上の要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活上の便宜を図るため、電磁調理器・火災警報器・自動消火器の給付、老人用電話の貸与が行われています。ただし、収入に応じて一部自己負担が必要です。

◆ **緊急通報装置設置事業・・・**長寿支援課

おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの方並びに重度身体障がい者をかかえる高齢者のみの世帯等に、緊急通報用の機器等が貸与されます。

急病や災害などの緊急時に、ボタンーつで海部東部消防署及び協力員(2名) に通報され、連携をもって迅速かつ適切な対応が図られています。ただし、使用 している電話回線により、利用できない場合があります。

く費用負担>

- ・機器等の設置費用及び保守管理・・町負担
- ・電話機の基本料金及び通話料 ・・借受者の負担



◆ **寝具乾燥・消毒サービス事業・・・**長寿支援課

65歳以上の在宅のねたきり老人等の衛生を保持するため、寝具の乾燥・消毒サービスが月一回(寝具4枚まで)無料で行われています。ただし、所得制限があります。

◆ 家族介護慰労事業・・・長寿支援課

介護保険法に規定する要介護認定において要介護 4・5 と判定された町民税非課税世帯の高齢者を過去 1 年間介護サービス(年間 1 週間程度のショートステイの利用を除く。)を受けずに在宅で介護している家族。

慰労金の額・・年額 10 万円

◆ **ひとり暮らし老人交流会事業・・・**社会福祉協議会

毎月65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、参加者同士やボランティアとの交流を深めるとともに、健康保持と積極的な社会参加を図るため、スポーツ、 レクリエーション、会食等のふれあい交流事業が行われています。

利用料・・ 参加費 1回/月 300円

※令和6年5月現在、会食は無しで、午前のみの開催となっております。

◆ **配食サービス事業・・・**社会福祉協議会

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方に対して、**昼食時**に給食業者が調理した栄養バランスのとれた食事の配達と安否確認が行われています。ただし、食材料費の実費負担が必要です。

利用料・・1 食 500円

◆ **敬老金の支給・・・**長寿支援課

長寿を祝って、毎年9月に敬老金が支給されます。

支給額

満85歳	5,000円
満88歳	10,000円
満95歳	20,000円
満100歳以上	30,000円



◆ **シルバー優待証明カードの発行・・・**長寿支援課

65歳以上の高齢者に、名古屋港水族館、ポートビル、南極観測船ふじ等の施設が無料(水族館は一部有料)で見学できる証明カードが希望者に発行されます。

申請に必要なもの

上半身の写真(縦3cm×横2.5cm) 本人確認ができる書類(運転免許証、保険証等)

◆ 老人クラブの育成・・・大治町・社会福祉協議会

老後の生活を明るく豊かにするため、地域を単位に老人クラブが現在17団体 結成されています。

会員はおおむね60歳以上の方で、教養の向上、健康の増進、社会奉仕、レクリエーション、地域での交流などの活動が行われています。

また、老人クラブ連合会では、各団体及び関係機関との連絡調整を図りながら、いきいき講座、ニュースポーツ大会、芸能祭、研修旅行などが実施されています。

◆ 高齢者見守いラベル・シール交付事業・・・長寿支援課

町内に住所を有する在宅の認知症若しくは若年性認知症またはその疑いにより徘徊の恐れのある方を対象に見守りラベル・シールを交付します。

行方不明になった際、衣類や持ち物に貼られたラベル・シールの二次元コードが読み取られると、あらかじめ登録された家族等へ瞬時にメールが送信され、そのメールから発見者とインターネット上の伝言板を通して情報交換することができ、引き渡しまでを迅速に行うことができます。

交付物

耐洗ラベル40枚・蓄光シール10枚

費用

無料(ただし追加交付を希望される場合は実費負担が必要)

◆ **シルバー人材センター** 電話 443-1680

シルバー人材センターでは、豊かな経験や技能を生かして 働きたいという高齢者に、民間事業者や一般家庭から高齢者 向きの仕事を引き受け、本人の希望と能力に応じた仕事が提 供されています。



会員になるには、60歳以上で、働く意欲のある健康な方

入会説明会・・・毎月第2・4 水曜日 午前10時

主な作業内容・・庭木の剪定、空地の草取り、アパートの清掃、家事手伝

い(掃除)、スーパーのカート整理、内職作業等

◆ **在宅介護支援センター・・・**安藤医院内

在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者を抱える家族等に対し、在宅介護に関するさまざまな相談に応じるとともに、ニーズにあった各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整が図られています。

また公的保健・福祉サービスの利用申請手続きの受付代行も行われます。

(お問合せ先)

大治町在宅介護支援センター (安藤医院内) 電話 **441-5155 (直通)** (24 時間電話受付)

◆ 地域包括支援センター (地域包括ケアシステムを総合的に担う拠点)

• • 社会福祉協議会

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けることができるよう、地域の高齢者の心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援について社会福祉士、主任介護支援専門員、経験のある看護師、が対応します。

また、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族を支援する相談業務や早期発見・早期対応、予防対策等を行います。

[主な業務]

- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 虐待防止や早期発見などの権利擁護事業
- 4 支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援
- ⑤ 認知症施策の推進業務



(お問合せ先)

大治町地域包括支援センター(社会福祉協議会内) 電話 442-0857

月~金(土日祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

◆ 海部医療圏在宅医療·介護連携推進事業

医療や介護が必要になっても、可能な限り人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、限られた医療、介護資源を広域的かつ効率的に活用するために、海部医療圏7市町村(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)が共同でセンターを運営しており、関係する医療機関、介護事業所、行政機関等と連携を図り、適切な在宅医療・介護の情報を提供します。

(お問合せ先)

海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター(あまさぽ) 津島市神守町字五反田2番地(津島市役所神守支所内) 電話 0567-58-5989(午前8時30分~午後5時15分)

介護保険制度

介護保険は、老後の不安の一つである介護の負担を社会全体で支え合う社会保険制度です。・・・・・・・・長寿支援課

〔制度のしくみ〕



- 制度の運営主体(保険者)は、市町村です。 国、都道府県は、財政面及び事務面から市町村を支援します。
- 介護保険に加入するのは、40歳以上の人です。
 - 65歳以上の人(第1号被保険者)
 - 40 歳以上 65 歳未満で医療保険に加入している人(第2号被保険者)
- 65歳になったら介護保険被保険者証が交付されます。
- 寝たきりや認知症など介護が必要になったらサービスが受けられます。
 - 65 歳以上の人は、ねたきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)又は日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になったとき
 - 40 歳以上 65 歳未満の人は、特定疾病(16疾病)によって介護又は支援が 必要になったとき
- 保険料は所得に応じて決まります。
 - 65 歳以上の人(第1号被保険者) 保険料は所得に応じた額で、老齢(退職)・遺族・障害年金額が年額 18 万円以上の人は年金から天引きされます。それ以外の人は役場に個別に納めます。
 - 40 歳以上 65 歳未満の人(第2号被保険者) 保険料は加入している医療保険によって異なり、医療保険料と一括で支払います。

サービスを利用するための手続



介護(介護予防)サービスが必要になった時・・・

1. 申 請

要介護認定の申請は、本人や家族が役場に介護保険被保険者証を添えて申請します。

なお、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者等に代行してもら うこともできます。

2. 認定調査

調査員(介護支援専門員等)が自宅などを訪問し、本人と家族などから聞き取り調査を行います。

同時に本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

3. 審查 • 判定

訪問調査(コンピュータ判定)の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、 専門家による[介護認定審査会]で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。

※「介護認定審査会」・・・

令和6年4月1日から、大治町多世代交流センター内の「介護・障害認定審査課」で事務を行っています。

4. 認 定

要介護認定審査会の審査結果に基づいて、「非該当(自立)」、「要支援1・2」、「要介護1~5」までの区分に分けて認定され、原則として申請から30日以内に、役場から認定結果が通知されます。

* 認定結果に不服などがある場合は、愛知県介護保険審査会へ不服申し立てができます。



要介護状態区分

要介護状態区分	心身の状態の例
要支援 1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要
	介護状態にならないように何らかの支援が必要。
要支援 2	要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力が わず
	かに低下し、何らかの支援が必要。
要介護 1	食事や排泄は、ほとんど自分でできるが、身の回りの一部
	に介助が必要。立ち上がりに支えが必要。など
要介護 2	食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの世話全
	般に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。など
要介護 3	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできない。
	歩行が自分でできないことがある。など
要介護 4	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできな
	い。歩行が自分でできない。問題行動や全般的な理解の低
	下がみられることがある。など
要介護 5	食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほと
	んどできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられる
	ことがある。など

5. 利用できるサービス

要支援1・2の人は、介護予防サービスが利用できます。

要介護1~5の人は、**介護サービス**(在宅サービス又は施設サービス)が利用できます。

6. 介護サービス計画(ケアプラン)の作成

要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターの保健師等が介護 予防サービス計画を作成します。費用は無料です。

要介護1~5と認定された方は、居宅介護支援事業者を選び、どんなサービスをどのくらい利用するかを、介護支援専門員(ケアマネジャー)と相談しながら、介護サービス計画を作成します。費用は無料です。

7. 介護サービスの利用

介護サービス計画 (ケアプラン) や介護予防サービス計画に基づいてサービスが提供されます。

介護サービスの種類

自分に必要なサービスを、組み合わせて利用できます。

※ <u>利用者負担は原則としてサービス費用の1割(一定以上所得者は</u> 2割若しくは3割)です。

① 在宅サービス

通所して利用する

■ 通所介護(デイサービス)

<u>要介護1~5の人</u>

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

■ 通所リハビリテーション(デイケア)要介護1~5の人



介護者人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。

要支援1・2の人(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や医療機関等で、共通的サービスとして日常生活上の 支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サ ービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)が受けられます。

訪問を受けて利用する

■ 訪問介護 (ホームヘルプ)



要介護1~5の人

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除などの生活援助が受けられます。

■ 訪問リハビリテーション

要介護1~5の人

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

要支援1・2の人(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して、介護予防を目的 とした短期集中的なリハビリテーションを行います。

■ 訪問入浴介護

要介護1~5の人

移動入浴車による入浴介助が受けられます。

要支援1・2の人(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴室がないなどの場合に限り、移動入浴車による介護

■ 訪問看護

要介護1~5の人

訪問看護ステーションや医療機関の看護師が家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状を観察したり床ずれの手当などを行います。

要支援1・2の人(介護予防訪問看護)

訪問看護ステーションや医療機関の看護師が家庭を訪問して、介護予防を 目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

■ 居宅療養管理指導

要介護1~5の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理 や指導を行います。

要支援1・2の人(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



居宅での暮らしを支える

■ 福祉用具の貸与

要介護2~5の人

日常生活の自立を助けるための福祉用具が貸与されます。

主な品目・・特殊寝台、エアーマット、体位変換器、車いす、手すり、 歩行器、移動用リフト、認知症老人徘徊感知機器等

要介護1および要支援1・2の人(介護予防福祉用具貸与)

福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与されます。 **主な品目・・**手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ

■ 特定福祉用具販売(指定介護予防福祉用具販売)

要支援1・2および要介護1~5の人

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限額 として福祉用具購入費が支給されます。(申請が必要です。)

- **主な品目・・**腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、排泄予測支援機器
- ※令和6年4月から、福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具が購入できることになりました。歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)、 多点杖、固定用スロープなど
 - * 指定福祉用具販売業者から購入したものが対象となります。

■ 住宅改修費支給

要介護1~5の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、 20万円を上限に費用が支給されます。

要支援1・2の人(介護予防住宅改修費支給)

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用が支給されます。***事前の申請が必要になります。**

短期間入所する

■ 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

要介護1~5の人

福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

*「生活介護」: 日常生活上の介護

*「療養介護」: 医学的管理のもとでの介護

要支援1・2の人(介護予防短期入所生活/療養介護)

福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

在宅に近い暮らしをする

■ 特定施設入居者生活介護

要介護1~5の人

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の 支援や介護が提供されます。

要支援1・2の人(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護が提供されます。



2 施設サービス

■ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な高齢者が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。自宅では介護が困難な高齢者が入所します。

■ 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。 医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

■ 介護医療院

要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。

③地域密着型サービス

■ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の状態にある高齢者が5~9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。

■ 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

■ 認知症対応型通所介護

認知症の方向けの小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、緊急時の対応などを受けられます。

介護予防·日常生活支援総合事業

要支援認定を受けた人や基本チェックリストで該当とされた人を対象に、介護予防ケアマネジメントのもと、訪問型サービスや通所型サービスを利用できます。

■ 訪問介護相当サービス

従来の介護予防訪問介護サービスに相当するサービスを受けられます。 (身体介護中心)

■ 生活支援型訪問サービス

日常の清掃・洗濯等の生活支援を中心としたサービスを受けられます。

■ 通所介護相当サービス

従来の介護予防通所介護サービスに相当するサービスを受けられます。

■ ミニデイ型通所サービス

機能訓練等を中心とした緩和半日型サービスを受けられます。

■ 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態 や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう ケアプランを作成する。

利用者負担の支払い

◎ 在宅サービスの利用の上限額

在宅サービス(居宅サービス区分)の支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要 支 援 1	50,320円
要 支 援 2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

※利用者の負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割 (一定以上所得者は2割若しくは3割)です。

● 利用者負担が高額になったとき

区分	上限額
年収約 1,160 万円以上	世帯*140,100円
年収約 770 万円以上 約 1,160 万円未満	世帯*93,000円
年収約 383 万円以上 約 770 万円未満	世帯*44,400円
一般世帯	世帯*44,400円
世帯全員が住民税非課税	世帯*24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の 合計が80万円以下の方・住民税非課税で老齢福祉年金の受給者	個人*15,000円
生活保護の受給者	個人*15,000円 世帯*15,000円

※ 同じ月で利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、 世帯合計)が高額になり、一定額を超えたときは、役場への申請により超え た分が後から支給されます。

また、介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

◎ 施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合

- ①サービス費用の1割(一定以上所得者は2割若しくは3割)、
- ②居住費、③食費、④日常生活費のそれぞれの全額が、利用者の負担となります。

ただし、低所得の人には負担限度額が設けられています。

● 低所得の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

(1日あたり)

				居住費等の負担限度額			
	利用	1者負担段階	コニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型 個室	多床室	食費の 負担限度額
第1段階	民税	および世帯全員が住 非課税で、老齢福祉 の受給者、生活保護 給者	820円	490円	490円 (320円)	O円	300円
第2段階	民税: 金額: 非課:	および世帯全員が住 非課税で、合計所得 +課税年金収入額+ 税年金収入額が 80 以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	第3段階①	本人および世帯全員が 住民税非課税で合計所 得金額+課税年金収入 額+非課税年金収入額 が80万円超120万円 以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
段 階	第3段階②	本人および世帯全員が 住民税非課税で合計所 得金額+課税年金収入 額+非課税年金収入額 が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※非課税年金(遺族年金・障害年金)収入も含めて判定します。

- ★①②のいずれかに該当する場合は受けられません。
 - ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税
 - ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が単身 1,000万円、夫婦2,000万円を超える

②については、預貯金等の金額が利用者負担段階別になります。

• 第1段階 : 預貯金等が単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える場合

・第2段階 :預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

・第3段階①:預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

• 第3段階②: 預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

障がい者福祉

◆ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体に障がいのある方、知的障がいのある方、精神に障がいのある方の福祉を 増進する各種の福祉措置が講じられています。

•**身体障害者手帳・・・**民生課

対象者・・次の障がいで、程度により1級~6級に区分されます。 視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声・言語・そしゃ く機能の障がい、肢体不自由、内部障がい等

福祉制度・・自立支援医療(更生医療)の給付、補装具の交付・修理・貸 与、障害者医療費の支給、各種手当ての給付、各種税の減免、 交通料金の割引など

交付機関・・中央児童・障害者相談センター

療育手帳・・・民生課

対象者・・知的障がいの方で、その障がいの程度により A (重度)、B (中度)、C (軽度)に区分されます。

福祉制度・・障害者医療費の支給、各種手当ての給付、各種税の減免、交通 料金の割引など

交付機関・・海部児童・障害者相談センター(18歳未満) 中央児童・障害者相談センター(18歳以上)

精神障害者保健福祉手帳・・・民生課

対 **象 者・・**精神障がいのため長期に日常生活又は社会生活に制約のある方で、程度により 1 級~3 級に区分されます。

福祉制度・・医療費の自己負担分の助成、各種手当ての給付、各種税の減免、 交通料金の割引など

交付機関・・愛知県



◆ 大治町心身障害者扶助料の支給・・・
 民生課

生活の安定を図るため、身体障害者手帳 1 級~6 級、知能指数 75 以下、精神障害者保健福祉手帳 1 級~3級の方に扶助料が支給されています。

く扶助料>

身体 1 級または身体 2 級かつ、IQ35 以下または精神 1 級月額7,500 円身体 1 級もしくは身体 2 級、IQ35 以下または精神 1 級月額4,500 円身体 3 級、IQ36 以上 50 以下または精神 2 級月額3,500 円身体 4 級月額3,000 円身体 5 級もしくは身体 6 級、IQ51 以上 75 以下または精神 3 級月額2,000 円

◆ **障害者医療費支給制度・・・**保険医療課

- 対象者・・・① 身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する方
 - 1~3級
 - ・腎臓機能障がい 4級
 - 進行性筋萎縮症 4~6級
 - ② 知的障がい者 1Q50以下
 - ③ 自閉症状群と診断された方

助成内容・・医療保険の自己負担相当額が支給されます。

◆ 精神障害者医療費支給制度···保険医療課

精神障がい者の保健の向上を図るため、精神障がい者の医療費の支給が実施されています。

- 対象者・・・精神障害者保健福祉手帳1級~3級(精神的な病気治療の通院は 併せて自立支援医療受給者証)所持者
- 助成内容・・1・2級手帳保持者はすべての病気治療に係る医療保険の自己負担相当額が、3級手帳所持者は精神的な病気治療に係る医療保険の自己負担相当額が支給されます。

◆ 特別児童扶養手当の支給・・・
 民生課

身体又は知的、精神に中度・重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護養育 している方に支給されます。ただし、所得制限があります。

く支給額>

• **重度** (1級) 1人月額 **55.350** 円 身体障害者手帳 1 • 2級程度

療育手帳 A 程度(IQ35以下)

• 中度(2級) 1人月額 36,860 円 身体障害者手帳3 • 4級程度

療育手帳 B 程度(IQ50以下)

◆ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等の支給

・・・民生課

心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要と する在宅の障がい者(児)に手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

く支給額>

特別障害者手当・・20歳以上の重度心身障がい者

A 種(身障 1~2 級かつ IQ35 以下) 月額 35.690 円

B種(身障 1~2 級又は IQ35 以下) // 29,890 円

C種(それ以外) 1 28,840円

• **障害児福祉手当・・**20 歳未満の重度心身障がい児

A 種(身障 1~2 級かつ IQ35 以下) 月額 **22.590 円**

B 種(身障 1~2 級又は IQ35 以下) // 16.840円

C種(それ以外) 15.690円

・経過的福祉手当・・20 歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害 者手当、障害基礎年金のいずれも受けられない方

A 種(身障 1~2 級かつ IQ35 以下) 月額 **22.590 円**

B種(身障 1~2 級又は IQ35 以下) 16.840 円

C種(それ以外) 15,690円

◆ **在宅重度障害者手当の支給・・・**民生課

在宅の重度の障がい者で下記の 1 種、又は2種重度障がい者に該当する方に 手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手 当の受給者、施設入所者及び 3 ヶ月以上入院している方は除かれます。所得制 限があります。

- 1 種(身障1~2級かつIQ35以下) 月額 15.500円
- 2種(身障1~2級又は IQ35 以下又は身障3 級かつ IQ50 以下)
 (65歳以上で新たに障がい者となられた方は除かれます。)

月額 6,750円

◆ 在宅重度身体障害者訪問診査・・・

歩行困難のため医療機関等への受診が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、 医師等を派遣し、障がい認定のための審査(全身状態の所見及び障がい局所の診断)及び更生相談等が行われています。

◆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業・・・ 民生課

軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成することにより、難聴児の 言語習得及び教育における健全な発達を支援します。

(助成額 基準額または購入費等に要した費用のいずれか低い額の3分の2)

<対象者>

次のいずれにも該当する児童。

- ・町内に住所を有する18歳未満の者
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の 交付対象外である者
- 指定医により補聴器の装用が必要であると判断されている者
- 他で補聴器購入費等助成を受けていない者

◆ 親子通園療育「かがやき園」· · · 社会福祉協議会

町内にお住まいで、心身の発達がゆっくりな満 1 歳から小学校就学前までのお子さんが対象で、親子で通園します。

遊びを中心とした楽しい活動を通して、お子さんとお母さんとの関係や周りの 人たちとの関係をよりよく築いていけるように援助されます。

対象人員・・ 親子15組程度

開 園 日・・ 月・火・金(祝日を除く。)

午前9時30分から午後0時30分まで

場 所・・・ 総合福祉センター3階

利 用 料・・・ 月 額 1,000円

申 込 み・・・ 希望される方は、事前に見学・申請書の提出が必要です。

* 協力関係機関

海部児童・障害者相談センター、海部福祉事務所、青い鳥医療療育センターなど



◆ 障害者相談支援事業・・・民生課

障がい者若しくは、障がい児の福祉に関する各搬の問題につき、当事者やその 関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サー ビスの利用支援等、必要な援助を行います。

●「おおはる」指定障害相談支援事業所(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者)〈大治町社会福祉協議会内〉

大治町大字砂子字西河原18

電話 052-433-2343 FAX 052-442-0882

相談時間 月·火·水·木·金(土日祝日除く) 8:30~17:15

●青い鳥医療療育センター(障がい児)

名古屋市西区中小田井5-89

電話 052-501-4079 FAX052-501-4085

相談時間 月・火・水・木・金(土日祝日除く)

9:00~17:00

●障害児相談支援 育つ力(障がい児)

大治町大字北間島字屋敷140番地1

電話 052-441-1500 FAX052-441-1501

"_{ル・・・・}・・・・・・・金(土日祝日除く)

相談時間 9:00~15:00

障害者総合支援法等制度····民生課

障がいのある人々が、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい・ 難病等)にかかわらず、基本的人権を享有する個人として日常生活又は社会生 活を営むことができるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援に係る給付や 地域生活支援事業などを総合的に提供するものです。

◎ 障害児通所支援に係る給付

● 対象者

障がい児(障がいのある18歳未満の児童)

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練が行われます。

② 医療型児童発達支援

各障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアが行われます。

③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい 児に、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活 における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援が行われます。

④ 放課後等デイサービス

学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等が行われます。

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等が行われます。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導が行われます。

◎ 障害福祉サービスに係る給付

● 対象者

身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む。)・難病等の方

◆ 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等が行われます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、 食事の介護、外出時における移動支援などが総合的に行われます。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供(代筆、代読を含む。)、移動の援護等の外出支援が行われます。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援が行われます。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスが包括的に行われます。

⑥ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入 浴、排せつ、食事の介護等が行われます。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活の世話が行われます。

⑧ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会が提供されます。

⑨ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等が行われます。

◆ 訓練等給付

① 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は 生活能力の向上のために必要な訓練が行われます。

② 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び 能力の向上のために必要な訓練が行われます。

③ 就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び 能力の向上のために必要な訓練が行われます。

④ 共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助が行われます。

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般企業等に雇用された人の就労の継続を図るために就労に伴い生じる問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。

⑥ 自立生活援助

障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する人に一定期間に わたり定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

● サービスを利用するための手続

1. 相 談

市町村、相談支援事業者に相談します。 必要に応じて相談支援事業者とサービス利用計画を立てます。

2. 申請 · 調査

サービスが必要な方は、市町村に必要書類を添付して申し込みます。 続いて現在の生活や障がいの状況についての調査(アセスメント)が行われます。

3. 審査・判定

調査結果をもとに認定審査会で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か(障害支援区分)が決められます。

一次判定(コンピュータ判定) 二次判定(認定審査会)

※「障害認定審査会」・・・

令和6年4月1日から、大治町多世代交流センター内の「介護・障害認定審査課」で事務を行っています。

4. 認定・通知・受給者証の交付

障害支援区分や、本人の意向状況等によりサービスの支給量などが決まり、 市町村から通知され、「受給者証」が交付されます。「受給者証」はサービスの 申し込みのときに必要となります。

5. サービス利用

事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。

◎補装具費の給付

◆ 補 装 具

身体障害者手帳所持者(難病患者等含む)に、補装具の交付、貸与及び修理が行われます。

主な種目・・義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、補 聴器、車いすなど



● 利用者負担の仕組み

サービス費用の1割が自己負担になります。

福祉サービスにかかる自己負担の月額負担上限額

所 得 区 分		負担上限月額	
一般2	市町村民税課税世帯(一般1 に該当する者を除く。)	37,200円	
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(障がい児(注)にあっては28万円)未満の者に限り、20歳以上の施設入所者、グループホーム入所者を除く。)	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円	
低所得	市町村民税非課税世帯	ОН	
生活保護	生活保護受給世帯	OFI	

注 「障がい児」は、18歳未満(20歳未満の施設等入所者)のものとする。 なお、20歳以上の施設等入所者が「一般1」の所得区分に該当することはない。

所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する20歳未満を除く。)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する 20 歳未満を含む。)	保護者の属する住民基本台帳での世帯



◎ 自立支援医療

◆ 自立支援医療(更生医療)の給付

身体に障がいのある方の障がいを軽減したり、その除去に必要な医療が給付されます。

原則として医療費の1割が自己負担になります。(ただし、負担上限の設定など負担軽減措置があります。)

対 象 者・・18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、心臓機能障がいや腎臓機能障がいなどで、手術及び透析などの治療が必要な方

◆ 自立支援医療(育成医療)の給付

身体に障がいがある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、医療の給付によって確実な治療効果が期待されるときに給付されます。

原則として医療費の 1 割が自己負担になります。(ただし、負担上限の設定など負担軽減措置があります。)

◆ 自立支援医療(精神通院医療)

精神的な病気の治療は、再発の防止を含め比較的長期にわたることが多いため、通院医療費の自己負担を軽くする制度です。

対 **象 者・・**精神疾患があり、継続的な通院による治療が必要と医師が認める方

認定機関・・愛知県

自立支援医療にかかる自己負担の月額負担上限額

区分	世帯(※)の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	O 円
低所得 1	町民税非課税世帯で、障がい者又は、障	2,500円
	がい児の保護者の収入が80万円以下	2,00013
低所得 2	上記以外の町民税非課税世帯	5,000円
	町民税所得割3万3千円未満	医療保険負担上限額
		(高額治療継続者は、5,000円)
— 般	町民税所得割3万3千円以上23万5	医療保険負担上限額
一 加文	千円未満	(高額治療継続者は、10,000円)
	町民税所得割 23万5千円以上	公費負担対象外
		(高額治療継続者は、20,000円)

^{※ 「}世帯」とは、医療保険単位(異なる医療保険に加入している家族は別世帯)

◎ 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助が行われます。

② 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、成年後見制度の利用を支援します。

③ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳や要約筆記者の派遣などが行われます。

④ 日常生活用具給付等事業

在宅の重度心身障がい児・者に対して日常生活用具が給付又は貸与されます。

主な種目・・ ストマ用装具、特殊寝台、特殊マット、視覚障害者用ポータ ブルレコーダー、電磁調理器、移動用リフト、移動・移乗 支援用具など

◎住宅改修費給付

段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費等が給付されます。

住宅改修費は、原則一回とし、上限額は20万円

⑤ 手話奉仕員養成研修

聴覚障がいのある方との交流の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。



⑥ 移動支援

屋外での移動に困難がある方が、円滑に外出できるよう、移動が支援 されます。

⑦ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜 を提供し、障がいのある方の地域生活支援の促進が図られます。

⑧ その他の事業

■ 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、 心身機能の維持が図られます。

■ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練等が行われます。

■ 自動車運転免許助成事業

自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部が補助されます。

助成額・・・教習費の3分の2以内(限度額10万円)

■ 自動車改造費助成事業

就労、通院、通学等のため、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部が補助されます。ただし、所得制限があります。

助成額・・・1件10万円

自立の援助・融資

◆民生委員児童委員

民生委員児童委員は、地域において生活に困っている方、一人暮らしのお年 寄り、体に障がいのある方、子どものことなど、身近な福祉の相談や支援をし ています。行政と町民とのパイプ役として、適切なアドバイスをしています。 また、主任児童委員は、地域において児童の福祉に関する相談援助活動を行 っています。

民生委員児童委員名簿

(令和6年4月1日現在)

	(节和6年4月1日現在)
担 当 地 区	氏 名
大辻	服部 美惠子
福島	稲葉 富美子
島井	伊藤 直彦
壱町田	砂田 悦子
東町 西町	西尾 さき江
中之切 西之切 I	松葉 洋子
西之切Ⅱ	鈴木 明美
地内 南屋敷	山﨑 眞須美
城前田	小塚 歌子
明治町北	櫻井 稔子
明治町南	榎本 千代
花常北 I 花常西	浅野 訓江
花常東	伊藤 仁
花常北Ⅱ 福勢	前田 千鶴
中島 馬島西・東	告田 制子
大字三本木地区 I	山田 惠子
大字三本木地区Ⅱ	福田 ちえ子
大字三本木地区Ⅲ	堀江 美音代
川崎 第2川崎	服部 崇子
第3川崎	野道 務

担 当 地 区	氏 名
西部 中部	磯部 美佐子
東部	加納 金子
第2・3 東部 大宮崎 第2 大宮崎 柳原	森 茂行
鎌須賀北	関根 達子
鎌須賀南	柳田 隆子
ハツ屋西・東	三輪 実千代
長牧A	石川 雅子
長牧B	川口 光子
東條南・北・東	山田 良子
北間島東	三輪 勤子
北間島西	山田 京子
堀之内北	安井 宏
堀之内南	濟田 美恵子
) KID # T B	佐治 ちひろ
主任児童委員	山平 すづ美

任期:令和4年12月1日~令和7年11月30日

※ 大字三本木地区 I:三本木地内·主要地方道名古屋津島線南側

Ⅱ:主要地方道名古屋津島線北側・花常三本木線東側

Ⅲ:主要地方道名古屋津島線北側·花常三本木線西側

※ 花常北地区 I:花常フケ線南側(字フケ・郷浦・円楽寺)

Ⅱ:花常フケ線北側(字出口)



民生委員・児童委員のマーク

◆ 生活保護・・・民生課、担当地域の民生委員・児童委員

生活保護制度は、病気、失業その他の事情で生活に困っている方に対して、 その困っている程度に応じて必要な保護を行い、一日も早く自分の力で生活の 立て直しができるよう援助する制度です。

生活保護は、国民の権利として保障されていますが、これを受けるためには 自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために活用するなど最 善の努力が必要です。

保護の要否と程度・・ 保護は国の定める基準によって、その世帯の最低生活費を計算し、これとその世帯の収入認定額とを比較して、 収入認定額が最低生活費を下回る場合に受けられます。 最低生活費から収入認定額を引いた額が保護費となります。

保 護 の 種 類 ・・ 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、 生業扶助、葬祭扶助、介護扶助

保護の決定機関・・ 愛知県

◆ **成年後見制度・・・**社会福祉協議会

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神的な障がいのある方等の財産管理や日常生活などを支えるための制度です。

おおはる成年後見支援センターでは、認知症、知的障がい、精神障がいにより、 判断能力が十分でない方が一人で契約や財産の管理をすることが難しくなって も、地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の相談や利用について支援 を行っています。

相談窓口 おおはる成年後見支援センター

電話 433-1505

相談時間 月~金(土日祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

◆**日常生活自立支援事業・・・**社会福祉協議会

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に対 し、福祉サービスの利用の援助及び日常的な金銭管理を行うなどして、認知症高 齢者等が自立した地域生活が送れるよう支援します。

利用料・・専門員が対応する相談や支援計画の作成は無料です。 契約締結後の生活支援員による援助については、有料です。 ただし、①・②については、生活保護受給世帯は無料です。

① 福祉サービスの利用援助 -

- 1 回 1,200 円

- ② 日常的金銭管理サービス -
- ③ 書類等の預りサービス 年間 3,000円(月額250円)

相談窓口 大治町社会福祉協議会 電話 441-1820

相談時間 月~金(土日祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

- ◆ クローバー基金支援事業・・社会福祉協議会、担当地域の民生委員・児童委員
 - ○貸付資金の種類
 - (1) つなぎ資金
 - ◇くらしを営むうえに必要と認められるお金
 - ◇貸付額
 - 1世帯 10万円以内を限度
 - ◇利率

無利子 延滞利子は3.0%

- ◇連帯保証人
 - 1 名以上(※生活保護費のつなぎ資金の場合は不要)
- ◇僧環及び返環

貸付けの日から9か月以内に一括又は分割払い

生活保護支給決定者については初回支給日に一括償還

- (2) 小口資金
- ◇ライフラインの停止や財布の紛失等、不時の出費により緊急一時的に少 額の資金が必要と認められるお金
 - ◇貸付額
 - 1 名につき 2,000円
 - 1世帯当たり1万円を限度
 - ◇連帯保証人不要
 - ◇利率や償還及び返還についてはつなぎ資金と同様

- (3) 行旅病者資金
 - ◇行旅病者と判断される者に必要と認められるお金
 - ◇貸付額
 原則 1 回 300 円
 - ◇連帯保証人不要

相談窓口 大治町社会福祉協議会 電話 443-9996 相談時間 月〜金(土日祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

◆ 生活福祉資金貸付制度・・社会福祉協議会、担当地域の民生委員・児童委員

低所得者・高齢者・障がい者世帯の方々に貸付けされます。 ※貸付には審査があります。必ず借入できるものではありません。

【貸付資金一覧】

- ◎総合支援資金•••生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
- ◎福祉資金•••福祉費、緊急小口資金
- ◎教育支援資金・・・教育支援費、就学支度費
- ◎不動産担保型生活資金・・・高齢者世帯向け、要保護世帯向け
- ○臨時特列つなぎ資金
- ※貸付条件等は、貸付の種類によって異なります。 大治町社会福祉協議会または担当地区民生委員まで問い合わせください。

貸付専用ダイヤル(大治町社会福祉協議会 貸付担当)

電 話 433-9996

相談時間 月~金(土日祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

その他の福祉サービス

- ◆健康相談・・・保健センター
- ・成人健康相談 ・栄養相談 ・禁煙相談 ・歯みがき相談 ・心の健康相談
- ◆ 予防接種・・・保健センター
- 風しん抗体検査および第5期予防接種※対象は、昭和37年4月2日生まれ~昭和54年4月1日生まれの男性
- 大人の風しんワクチン※対象は、妊娠を予定または希望している女性(妊婦・経産婦を除く)
- 高齢者肺炎球菌
- 高齢者インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス(高齢者)



◆ がん患者アピアランスケア支援補助金・・・保健センター

抗がん剤治療による脱毛などに伴うアピアランス(外見)の変化に悩む方を 支援するため、医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費用を助成します。

対象者・・・がんと診断され、その治療を受けた、または現在受けている方 補助対象経費・・・がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の 変形に対する補装具の購入費 (医療用ウイッグ、乳房補装具)

補助金の額・・・補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(2万円を上限)

◆ 若年がん患者在宅療養支援事業補助金・・・ 保健センター

若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう在宅サービスや福祉用具の貸与・購入費用の一部を補助します。

対象者・・・O 歳以上 4O 歳未満のがん患者(医師に一般的に認められている 医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断され た方)で、在宅における療養生活の支援および介護が必要な方

補助内容・・・在宅サービス、福祉用具の貸与、福祉用具の購入 補助金額・・・サービス等利用料の9割(上限額 月54.000円)

◆救急医療情報キット・・・ 長寿支援課

「救急医療情報キット」は、自宅での万一の事態に備え、救急活動に必要な情報を専用容器(キット)に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、救急隊が必要に応じて救急活動に活用するものです。

配布対象者(町内に住所を有する方で次の要件に該当する方)

- ①65歳以上の方
- ②心身に障害がある方
- ③その他希望する方

配布数 1世帯に対し1つ

申請方法 「救急医療情報キット配布申請書」を提出してください。

申請先 役場長寿支援課、保健センター健康館すこやかおおはる、総合福祉センター「希望の家」

◆ごみ出し支援事業・・・長寿支援課

家庭から排出される一般廃棄物を、自分で所定の集積所まで持っていくことが困難な高齢者や障がい者等の世帯を対象に、ごみの戸別収集を行います。

対象者

- ①要介護認定または要支援認定を受けている方で、おおむね65歳以上のひと り暮らしの世帯またはおおむね65歳以上の方で構成されている世帯
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方で、ひとり暮らしの世帯または障がい者で構成されている世帯
- ※自分で所定の集積所まで持っていくことが可能な世帯または親族や近隣住 民等の協力を得ることができる世帯を除く

◆ 福祉巡回バスの運行・・・
 民生課

総合福祉センター(希望の家)を起点として、町内にバス停 **34** か所設けて、 **A コース・B コースを交互に、一日4回**福祉巡回バスが運行されています。 なお、利用できるのは町民一般の方です。(ただし、児童生徒のみの利用は 出来ません。)

運 行 日・・月曜日~金曜日 (祝祭日除く)

8US

◆ **地域福祉サービスセンター・・・**社会福祉協議会

住み慣れた地域で、必要なときに福祉サービスを受けることができるよう、総合的な相談、福祉サービスの調整など一連の業務が行われています。

相談対象者 ・・どなたでもご相談いただけます。

◆ 入所者等が一時帰宅時に利用できるヘルプサービス事業

• • • 社会福祉協議会

入院又は入所されている方が、一時帰宅などで家族が介護できない家庭に対してホームヘルパーを派遣し、安心した生活ができるよう援助しています。

対 **象 者** 一時帰宅で介護保険制度及び障害者総合支援法を利用できない方 サービス費用のめやす

身体介護(30分) **1,000** 円 生活援助(1時間) **1,000** 円

◆ **車いすの貸出・・・**社会福祉協議会

病気やケガ等のため、一時的に車いすを必要とする方に貸出を行っています。 対象者・・社会福祉協議会会員、町内在住・在勤者、町内で活動しているグ ループ

貸出物品 車いす

貸出使用料・・社会福祉協議会会員は無料、非会員は1回1,000円

貸出期間・・必要と思われる最短期間(最長3ヶ月)

* 電話にて在庫の確認後、窓口にて申し込み

◆ ボランティアセンター・・・社会福祉協議会

ボランティア活動を行いたい方や団体と、ボランティアの手助けがほしい方 や施設・団体等の橋渡しをしています。また、地域住民がボランティア活動に 取り組めるよう、活動の啓発や広報、ボランティア登録や紹介、斡旋をします。

◆ **災害ボランティアセンター・・・**社会福祉協議会

大地震や津波、風水害等の大規模自然災害により被災した際に、大治町災害ボランティアセンターを設置します。被災者からの依頼があればニーズを調査し、ボランティアを募り、被災者の元へ派遣します。被災者とボランティアをつなぐ架け橋となります。

◆ 大治町避難行動要支援者避難支援の取組み・・・・ 民生課

【避難行動要支援者避難支援計画】

台風や集中豪雨による風水害や地震等の災害が多発する中、高齢者や障害者など特に配慮を必要とする方に対する避難支援対策が求められています。

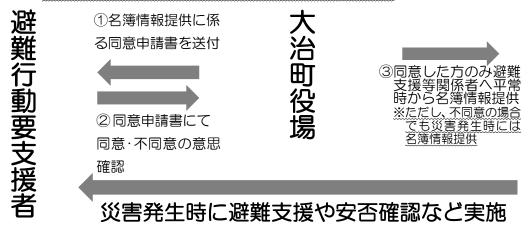
町では、災害対策基本法に基づき、「大治町避難行動要支援者避難支援計画」を 策定し、町の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにするとと もに、義務付けされた、避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでおります。

【避難行動要支援者避難支援の具体的な取組み】

災害時に避難支援が必要な在宅の方の支援に役立てるため、災害対策基本法により町が避難行動要支援者名簿を作成します。

名簿に掲載された方のうち、同意をいただいた方の名簿情報を平常時から<u>避難支</u>援等関係者《消防(海部東部消防署)、警察(津島警察署)、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等》へ提供し、避難支援や安否確認などに役立てるとともに、平常時の地域の見守りや日常的な支え合い活動につなげていきます。

※災害対策基本法により市町村に作成が義務付けられている避難行動要 支援者名簿は、災害発生時の支援に必要な場合は、不同意の場合でも 避難支援等関係者に名簿情報の提供を行います。



【避難行動要支援者名簿の登録対象者】

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方

- ① 在宅のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で要介護認定3以上の方
- ② 身体障害(児)者で身体障害者手帳2級以上の方
- ③ 知的障害(児)者で療育手帳A判定の方
- ④ 精神障害者で精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑤ 難病患者の方
- ⑥ 上記以外で支援の必要があり、避難行動要支援者名簿へ登録を希望する方



町内の福祉施設

総合福祉センター「希望の家」…電話 442-0990

このセンターは、各種の福祉サービスが提供され、お子さまからお年寄りまで 気軽に利用できる福祉活動の拠点施設です。

(平成22年4月から町が指定した社会福祉協議会が、管理・運営を行っています。) ※「高齢者生きがい活動センター」施設部分を除く。

<1階>

● 社会福祉協議会 - - - 電話 442-0990 (代表)

大 治 町 地 域 包 括 支 援 センター・・・電話 442-0857 おおはる成 年 後 見 支 援 センター・・・電話 433-1505 「おおはる」指定居宅介護支援事業所・・・電話 442-0913 ホームヘルパーステーション「おおはる」・・・電話 442-0912 「おおはる」指定障害相談支援事業所・・・電話 433-2343 大 治 町 ボランティアセンター・・・電話 441-1820

センター利用者の総合案内の窓口です。

また、社会福祉活動の中核団体として、地域福祉の向上に努めるとともに、 誰もがいつでも必要なサービスを受けることができるよう関係機関との連携、 福祉サービスの総合相談、ボランティア活動の支援等、さまざまな福祉活動が 展開されています。

なお、介護保険法における居宅介護支援・サービス事業所として、各種の介護サービスの提供。また、障害者総合支援法における障害相談支援事業及び就労継続支援 B 型事業・生活介護事業の提供もされています。

● 地域福祉センター

ふれあいホール及び会議室等

噴水や展示スペースがあり、福祉関係団体等の作品も随時展示しています。 また、福祉関係団体等への貸館を行っており、夜間についても地域開放と して会合等に部屋をお借りいただけます。

(会議室・研修室…定員:各30人程度 [1部屋に繋げての利用も可]、介護教室…定員 18人程度 [和室]) ※有料(免除制度有)

大治町デイサービスセンター … 電話 441-1783

介護保険における要介護・要支援・事業対象者の方が利用できる通所介護 事業所です。

• 福祉作業所 さつきの家 … 電話 442-7187

身体障がい、知的障がいをお持ちの方が利用できる障害者総合支援法における就労継続支援B型及び生活介護の多機能事業所です。

<2階>

● 地域福祉センター

一般町民の方が利用できる福祉施設です。浴室、視聴覚室兼カラオケルーム、機能回復訓練室、教養娯楽室、コーヒー等の飲み物や軽食ができるティーラウンジなどがあります。

なお、浴室とカラオケルームは、60歳以上の高齢者と障がい者のみ利用できます。

また、ボランティアセンターに登録された個人や団体に利用いただけ、コピー機等もお使いいただけるボランティアルームもありますので、ぜひご登録のうえボランティア活動に参加してみてください。

※一部有料となっています。(コーヒー等220円~、カラオケ1曲100円)

● 高齢者生きがい活動センター

60 歳以上の高齢者が利用できる屋内就業場です。 シルバー人材センターへ登録し、利用できます。

● シルバー人材センター事務局・・・電話 443-1680

60 歳以上の高齢者に、民間事業所や一般家庭などから高齢者向きの仕事を引き受け、本人の希望と能力に応じた仕事が提供されています。

<3階>

● 児童センター・・・電話 441-1781

児童を健全育成するための屋内型の福祉施設です。

● 子育て支援センター

児童センター内で子育てに関する支援を行っています。

● 南部児童クラブ・・・電話 441-1782

大治南小学校の児童を対象に放課後児童健全育成事業を行っています。

● 親子通園療育事業「かがやき園」

◆ 多世代交流センター … 電話 443-0553

子どもから高齢者までの幅広い世代の方々が集い、相互に交流できる施設です。

- 1階 浴室(男•女)、多世代交流室、展示室、多目的室
- 2階 会議室、集会室(平日・土曜日は児童交流室)
- ※令和4年度末に老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター・西公 民館事業を廃止し、令和5年8月15日に開館しました。

◆ その他 町内の福祉・介護保険施設

● 老人保健施設 四季の里・・・電話 441-5122 (お問合せ窓口)

介護保険で規定する要介護者(要介護1~5)が入所できる施設です。 状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心 としたケアが行われます。

<併設> デイケアセンター

● 特別養護老人ホーム 希望の郷大治・・・電話 445-7300

(お問合せ窓口)

介護保険で規定する要介護者(要介護3~5)が入所できる施設です。 常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援 や介護が行われます。

● 愛の家 グループホームおおはる・・・電話 449-6013

(お問合せ窓口)

愛の家 グループホーム大治北間島…電話 445-5520

(お問合せ窓口)

認知症高齢者(要支援2、要介護1~5)が、入居できる施設です。 スタッフの介護を受けながら共同生活ができます。

● ケアハウス ルンビニ大治···電話 445-6681 (お問合せ窓口)

60 歳以上の虚弱な高齢者が入居できる軽費老人ホームです。 利用料は、所得に応じて異なります。

相談の窓口

◆ 一 般

名 称	場 所	電 話	相談日及び内容
大治町社会福祉協議会 心配ごと相談	町総合福祉センター 希望の家1F	052-442-7793	月〜金8:30〜17:15 必要に応じ、担当地区の民 生委員・児童委員へ連絡
中央県民生活プラザ		052-962-5100	月~金 9:00~17:15 県政、交通事故等
消費生活総合センター& 消費生活相談室	自治センター 1F (中区三の丸)	052-962-0999	月~金 9:00~16:30 土•日 9:00~16:00 消費生活相談 多重債務法律相談
			(予約制)
街角の年金相談セン ター名古屋	井門名古屋ビル2F (中村区椿町)	052-453-0061	月~金 8:30~17:15

◆ 子ども・女性

名 称	場所	電 話	相談日及び内容
	県中央児童・障害者相		月~金 9:00~17:00
子ども・家庭 110番	談センター	052-953-4152	子どもについての悩みをお持ち
	(中区三の丸)		の方や子ども本人の悩みの相談
海部福祉相談センター	 海部総合庁舎内		月・水・木・金
家庭児童相談室	/李中秘67 673 (津島市西柳原町)	0567-24-2134	9:00~16:00
多 姓 尤里伯 <u></u>	(年岛中四柳原町)		子育て等に関する様々な相談
いじめ・不登校・家	 県庁西庁舎内		月~金 9:00~16:00
庭教育に関する相談	(中区三の丸)	052-961-0900	小・中学生などのいじめ、
歴 教育に関する他談	(中区二の私)		不登校などの相談
電話教育相談「こころの電話」	(財)愛知県教育スポ ーツ振興財団 (中区新栄)	052-261-9671	毎日 10:00~22:00 いじめ、不登校、友人、学校生活、 勉強、家族関係等の相談 小・中学・高校生の不登校につい て保護者のグループ相談あり
24時間電話相談	県教育委員会(中区)		毎日 22:00~10:00
「子ども SOS ほっ	臨床心理士による相	0120-0-78310	いじめに悩む児童生徒本人や
とライン24」	談		保護者等の相談

名 称	場所	電 話	相談日及び内容
心の健康電話	県精神保健福祉セン		毎日 9:00~16:30
「あいちこころほっ	ター	052-951-2881	うつ、不安、人間関係の悩
とライン 365」	(中区三の丸)		みなどの相談を匿名で受付
			月~金 9:00~17:00
 ヤングテレホン	県警本部少年課	052-764-1611	少年に関する相談(学校、
マンクテレルン 	(中区三の丸)	052-764-1611	職場、友人、異性関係、様々
			なトラブル等)
	名古屋法務局人権擁		月~金 8:30~17:15
子ども人権 110番	護部	0120-007-110	いじめや体罰などで子ども
	(中区三の丸)		が困っていることの相談
	女性総合センター		
	(中区三の丸)		
	女性悩みごと電話相談	052-962-2527	月~金 9:00~21:00
			土・日 9:00~16:00
			夫の暴力、家庭内不和、離婚、
			男女問題、等の相談
県女性相談	弁護士による相談		月 10:00~12:00
支援センター	法律相談(予約制)	11	身の回りの法律問題につい
			て女性弁護士がアドバイス
			(一人 30 分間)
			月 14:00~15:30
	DV 専門電話相談	052-962-2528	DV 被害者に弁護士が電話
			でアドバイス (第1・3・5月
			曜日は、女性弁護士が対応)
	愛知母子•父子福祉		月·水·金 10:00~16:00
母子電話相談	センター	052-915-8886	母子家庭・寡婦の方々の生
	(北区金田町)		活全般にわたる各種相談

障がい者

名 称	場 所	電 話	相談日及び内容
障害者 110番	愛知県身体障害者福	052-228-6670	月~金曜日 9:00~16:00
呼音句 10 番	祉団体連合会	052-228-6670	日常生活の悩みごと
中央児童・障害者相	三の丸庁舎内		月~金曜日 9:00~17:00
		052-961-7253	専門的判定、手帳交付、各
談センター 	(中区三の丸)		種相談 (予約制)
大治町社会福祉協議			月~金曜日
会(身体•知的•精	大治町大字砂子字西	052-433-2343	(土日祝日除く)
神障がい者・障がい	河原 18		8:30~17:15
児・難病患者)			
青い鳥医療療育セン	西区中小田井 5-89	052-501-4079	月~金曜日(土日祝日除く)
ター(障がい児)	四区中小田井 5-69	052-501-4079	9:00~17:00
障害児相談支援 育	大治町大字北間島字	052-441-1500	月~金曜日(土日祝日除く)
つ力(障がい児)	屋敷140番地1	052-441-1500	9:00~15:00

高齢者・障がい者

名	称	堨	所	Æ	話	相談日及び内容
おおはる成年後見支		大治町大字砂子字西				月~金曜日(土日祝日除く)
援センター		河原 18		052-433-1505	8:30~17:15	
及ピノラー						成年後見制度の相談

苦情相談の窓口

◆ 介護サービス

名	称	場	所	T	話	相談日及び内容	
						月~金曜日	
愛知県国民健康保険		国保会館南館内 (東区泉 1 丁目)		052-971-4165		9:00~17:00	
団体連合会						介護サービスで困ったことや	
						苦情がある場合	

◆ 福祉サービス(介護サービス以外)

名	称	場	所	T	話	相談日及び内容
愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会		県社会福祉会館内 (東区白壁 1-50)		052-212-5515	月~金曜日	
					9:00~17:00	
					(土・日・祝日を除く)	
						利用している福祉サービス
						に苦情がある場合

法律相談あれこれ

無料法律相談

実 施 機 関	場 所	電 話	曜日・時間	受付方法	
	法的トラブルでお困りの方	0570-078374		専門オペレーター	
		IP 電話からは		による対応	
法テラス・サポートダ		03-6745-5600	平 日9:00~21:00	法的トラブルに巻	
イヤル	犯罪被害にあわれた方	0570-079714	土曜日9:00~17:00	き込まれてお困り	
		IP 電話からは		の方に、法制度や	
		03-6745-5601		相談機関を紹介	
		0503383-5460			
	中区栄 4-1-8 栄サンシティービル 15F	一般相談	月•水曜日	予約制 ※利用するには	
			10:00~13:00		
			火•木•金曜日		
法テラス愛知			13:00~16:00	収入等が一定額	
(民事法律扶助相談)		司法書士相談	火曜日	以下であるなどの条件があります	
		(140万円以下の民事事件)	10:00~13:00		
		外国人法律相談	第1・3木曜日	米件がめりまり	
			10:00~12:30		
		高齢者・障害者出張法律相談	応相談		
 中央県民生活プラザ	 自治センター 1F	052-962-5100	月曜日	予約制	
中央宗氏王治ノブグ	日泊センター「「	002-902-0100	14:00~15:00	- , - , -	
			 毎月第3火曜日	(弁護士による 法律相談)	
			14~16時	公庫伯威/ 予約制	
大治町社会福祉協議会	大治町総合福祉センター 希望の家 1F	052-441-1820	奇数数月第2火曜日 14~16 時	(司法書士による相続登記・ 成年後見等相談) 予約制	

有料法律相談(料金等詳細については、各機関にお問い合わせください。)

実 施 機 関	場	所	電	話	В	時
愛知県弁護士会					予約制	
名古屋法律相談センター	中村区名駅 3-22-8		052-565-6110		電話予約受付時間	
	大東海ビル	9F			9:10~16:30)
					(土日祝日含む)	
津島・海部法律相談センター	津島市藤浪町	3-89-10	052-565	5-6110	予約受付時間	
	津島市文化	会館内			平 日10:00~	~16:00
三の丸法律相談センター	中区三の丸 1-4-2		052-203-1651		予約制ではありません	
	愛知県弁護:	士会館内			平 日13:00~	~15 : 30

主な相談窓口一覧

最新の情報は各相認窓口の「



もしあなたが先の見えない不安や、生きづらさを感じるなどの様々な こころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。 電話では相談しづらい方には、LINEなどのSNSでも相談できます。

電話相談

裏面の「地域の相談窓口」「SNS相談窓口」もご覧ください

#いのちSOS(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)

専門の相談員が、必要な支援策などについて一緒に考えます。

https://www.lifelink.or.jp/inochisos/



よりそいホットライン(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

24時間対応

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。



- 暮らしの悩みごと ・悩みを聞いて欲しい方
- DV・性暴力などの相談をしたい方・外国語による相談をしたい方 など

B 0120-279-338 okc eetaa

https://www.since2011.net/yorisoi/

いのちの電話(一般社団法人日本いのちの電話連盟)

2 0120-783-556





https://www.inochinodenwa.org/?page_id=267

チャイルドライン (NPO法人チャイルドライン支援センター)

18歳までの子どもがかける電話です。チャットでの相談も受け付けています。

8 0120-99-7777

https://childline.or.ip/index.html



こころの健康相談統一ダイヤル (地方自治体の窓口)

相談対応の曜日・時間は

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」 等の公的な相談機関に接続します。

☎ 0570-064-556 おこなおうまもろうよこころ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html

大治町保健センター お問い合わせ相談窓口 TEL 052-444-2714

地域の相談窓口 表面の「電話相談窓口」もご覧ください

支援情報検索サイト

どこに相談したらいいかわからない時は支援情報検索サイトにて 地域別、方法別、悩み別に相談窓口を検索することができます。

http://shienjoho.go.jp/



SNS相談窓口 表面の「電話相談窓口」もご覧ください

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク

「生きづらびっと」では、SNSやチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による 支援や居場所活動等へのつなぎも行います。





LINE @yorisoi-chat : Webからの相談 @yorisoi-chat : チャット https://yorisoi-chat.jp/



NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア

「こころのほっとチャット」では主要SNS(LINE、Facebook)および ウェブチャットから、年齢・性別を関わず相談に応じています。

LINE · Facebook @kokorohotchat ウェブチャット https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/





Facebook



ウェブチャット



NPO法人 あなたのいばしょ

年齢や性別を問わず、 誰でも無料・匿名で 利用できるチャット 相談窓口です。 (24時間365日)

https://talkme.jp/



10代20代の女性のための LINE相談を 実施しています。

NPO法人 BONDプロジェクト

@bondproject

LINE



大治町保健センター お問い合わせ相談窓口 TEL 052-444-2714



身体障害者標識(障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識(障害者マーク)で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については、努力義務となっています。

<問い合わせ先>各警察署交通課

耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 聴覚 障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。



<問い合わせ先>社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会電話 03-3225-5600



聴覚障害者標識(マーク)

聴覚に障害のある方が運転する車に表示する標識(マーク)で、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示は義務付けられています。

<問合せ先>各警察署交通課



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関は もちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設で も身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットで

はありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと 訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを みかけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話 03-5253-1111



障害者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。

※ この表示のある駐車場については、一般の方のご利用を控えて下さい。

<問い合わせ先>財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。

このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用 してよいとされています。

<問い合わせ先>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

<問い合わせ先>社団法人日本オストミー協会 電話 03-5670-7681



ハートプラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に 障害のある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることが あります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺で の携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、とい ったことを希望していることがあります。



※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

<問い合わせ先>特定非営利活動法人ハート・プラスの会

電話 052-718-1581



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

<問い合わせ先>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 電話 03-5320-4147



介護マーク

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

この「介護マーク」は、介護する方が、介護中であることを周囲 に理解していただくためのものです。

※ このマークは、静岡県が考案したもので、厚生労働省が周知を図っています。

<問い合わせ先>厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室 電話 03-5253-1111



令和6年5月発行 大治町役場 福祉部 民生課